

# 検証・浦和電車区事件の真実 No.30

民主化闘争情報 [号外] 2008年7月7日 発行 日本鉄道労働組合連合会 (JR連合)

## 第30回 東労組との和解を願っていたY氏

2001年3月中旬から長期休暇に入っていたY氏(当該事件被害者)は、何とか、JR東日本で仕事を続けられるよう、会社に最後の望みを託していた。4月5日、浦和電車区のI区長からは、自分がわがままだとする大宮支社の見解を伝えられたが、区長の指示に従って質問への回答文書を作成し、翌4月6日に、区長の自宅へ郵送した。

### 東労組との和解を弁護士に相談

さらにY氏は、4月上旬から、知人の紹介で新宿区にある弁護士事務所を3度訪れ、JR東日本に残って運転業務を続けるために、東労組と何とか和解ができないか相談した。弁護士には「これまでの経緯について」と題する書面を作成して詳しく説明したが、「書類の中身を検討した段階では、『和解』はJR東労組が相手では無理である。損害賠償として争うならば闘えるかもしれない」と言われた。Y氏は組合との関係修復を望んでいたため、「和解できないのなら仕方がない」と思い、弁護士への相談を諦めた。

### 「嘆願書」で会社に訴える

また、区長から言われていた「嘆願書」も作成した。文書の体裁もどうしてよいかわからなかったが、助けて欲しい一心で書き上げた。大宮支社長宛に作成したが、区長より大宮支社運輸部長宛に直すよう言われ、そこを修正したうえで、4月13日、区長に提出した。

#### 嘆願書

私は昨年末から組織内でのトラブルにより東労組との関係が悪化し、集会等を通じて議論をしてまいりました。私としては東労組側に理解をしてもらい、東労組の一員としてもう一度頑張りたいと思っていたのですが、私の力では関係修復が難しく、やむなく東労組を脱退する事になりました。さらに東労組を脱退後においては、依然として職場での孤立状態は続き、場合によっては乗務の合間や勤務終了後に待ち伏せといった形で言葉による攻撃などがあり、私自身が精神的に追い込まれ出勤する度に胃が痛くなるなどの症状もあり、3月13日より年休を取り、現在は出勤ができない状態にあります。私は鉄道やこの会社が好きであり、また将来の事を考えると、この仕事はぜひ続けたいという思いであります。今後、私としては東労組側と冷却期間を取り、時間をかけて関係を修復していきたいと考えておりますので、誠に勝手な事ではありますが、労働組合とのトラブルの影響が少ない場所への配置転換をお願い申し上げます。

このように、Y氏は、東労組との和解や東労組の影響力の少ない職場への転勤を通じて、会社に残ることはできないものか、弁護士に相談したり、会社に「嘆願書」を提出するなど必死だった。(次号に続く)